

県外業者用

宮崎県外に建設業法上の本店（主たる営業所）がある申請者の方
国土交通大臣許可・宮崎県以外の都道府県知事許可を問わない

入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

令和2・3年度**追加**認定分
（令和2年10月1日認定）

宮崎県県土整備部管理課

I 提出手続

1 対象業者

(1) 大臣支店許可業者

国土交通大臣許可を受けた建設業者のうち、宮崎県内に建設業法上の従たる営業所〔その他の営業所〕（本店を除く）を置く者

(2) 任意許可業者

宮崎県内に建設業法上の営業所がない建設業者

※ 建設業法上の営業所とは

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指すが、具体的には建設業許可申請書別紙二(1)・(2)に記載する営業所のことをいう。入札参加資格審査の申請の前に、必ず許可申請書別紙二の営業所を確認してください。

2 受付期間及び受付場所

期間：令和2年7月20日（月）から令和2年7月31日（金）まで

場所：県土整備部管理課（県庁1号館9階）

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 認定の時期、有効期間

(1) 資格認定日

令和2年10月1日

(2) 有効期間

令和2年10月1日～令和4年3月31日（1年6か月間）

4 提出書類について

(1) 申請する業種に格付け5業種（土木、建築、電気、管、舗装）を含む者

提出書類；○（必須）、▲（必須）、△（該当する場合のみ提出）（※P4 書類一覧参照）

(2) 格付け5業種の申請をしない者

提出書類；○のみ

【注意事項】

（注1）総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）1期分

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間に審査基準日が属するもの

※申請書の提出時点で総合評定値通知書がない場合

- ①経営事項審査の各審査庁に提出した経営事項審査の申請書（受付印のあるものに限る）の1枚目の写しを提出
 - ②基準決算日（H30.8.1～R元.7.31にある決算日）以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を提出
 - ③令和2年8月31日までに総合評定値通知書を提出
- ①～③のうち一つでも提出がない場合には、資格を認定しません。

（注2）県税納税証明書 ※大臣支店業者のみ。任意業者は不要です！

宮崎県税の個人県民税及び地方消費税を除く全税目の徴収金（本税のほか、延滞金等を含む。）について未納がない旨の証明を受けること。他都道府県の納税証明書は不要です。
証明年月日が令和2年5月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

（注3）消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。
なお、証明年月日は令和2年5月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。
（※証明書は、「その3」関係のみ受け付けます。その3の2、その3の3でも可です。その1、その2、その4では受け付けません。）

（注4）社会保険完納証明書

経営事項審査の(4)その他の審査項目（社会性等）の健康保険加入及び厚生年金保険加入のいずれかが「無」になっている場合、下表に従い社会保険料の完納証明等の書類を提出すること。証明書は写しの提出でもよい。

※経営事項審査で健康保険及び厚生年金保険加入「有」又は「適用除外」の場合は不要。

経営事項審査結果通知書の 「健康保険加入の有無」が 有 又は 適用除外 「厚生年金保険加入の有無」が 有 又は 適用除外		NO	NO	YES
未加入のため「無」の場合	「無」の場合	NO	OK ※社会保険の加入に係る添付書類必要なし	
			※但し、申請書提出時点で経審結果通知書がない場合は、基準決算日（H30.8.1～R元.7.31にある決算日）以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を提出	
		基準決算日（H30.8.1～R元.7.31間にある決算日）以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を添付		（例）基準決算日が R元.5.31 の場合、 H30.6.1～R元.5.31 の完納を証する書類が必要
①加入を証する書類（標準報酬決定通知書など） ②加入日～R元.7.31までの保険料等の完納を証する書類を添付 ※②については、納付すべき保険料等がまだない場合、省略可				

(注5) 雇用保険完納証明書等

前回の平成30・31年度入札参加資格より、雇用保険についても、加入のみではなく、保険料の完納が申請要件となりました。(加入義務のない者を除く。)

※雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

雇用保険の加入状況等を確認するために必要な書類は、下記のとおり、加入時期等によって異なりますので、御注意ください。※証明書は写しの提出でもよい。

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」が		有	又は	適用除外
未加入のため「無」の場合	NO	「無」未納により の場合	NO	YES
	OK ※雇用保険の加入に係る添付書類必要なし			
※但し、申請書提出時点で経審結果通知書がない場合は、基準決算日(H30.8.1～R元.7.31にある決算日)以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を提出				
基準決算日(H30.8.1～R元.7.31間にある決算日)以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を添付				
(例) 基準決算日がR元.5.31の場合、H30.6.1～R元.5.31の完納を証する書類が必要				
①加入を証する書類(雇用保険適用事業所設置届事業主控、労働保険概算・確定保険料申告書など)				
②加入日～R元.7.31までの保険料等の完納を証する書類を添付				
※②については、納付すべき保険料等がまだない場合、省略可				

※令和2・3年度入札参加資格では、下記に該当する方の申請は受け付けることができません。

- 社会保険に加入義務がありながら未加入
- 社会保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある
- 雇用保険に加入義務がありながら未加入
- 雇用保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

社会保険に加入義務があるのは、法人及び従業員が5人以上の個人事業所となります。

平成24・25年度入札参加資格までは、経過措置として社会保険へ加入又は保険料を納入する旨の誓約書を提出することで申請を受け付けていましたが、平成26・27年度入札参加資格から、完全に申請を受け付けることができなくなりました。

また、雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

(注6) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 *※大臣支店業者のみ。任意業者は不要です!*

従業員から特別徴収して納付した個人住民税の領収証書の写しを添付すること。領収証書がない場合は、次の内容について宮崎県内に従たる営業所が所在する市町村から確認を受けること。

- 特別徴収を実施しているが領収証書がない場合・・・実施確認
- 特別徴収の対象者となる従業員等がない場合・・・特別徴収対象者がいない確認
- 特別徴収を実施していない場合・・・今後は特別徴収を開始することについての誓約

(注7) 業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

以下の1から3までの関係に該当する者の有無について「業態調書」を提出すること。記入に当たっては、別添「業態調書の記入に当たっての留意事項」を参照すること。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【書類一覧】

No.	書類の名称	大臣支店	任意
①	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○
②	工事経歴書（様式第2号）	○	○
③	役員等の一覧表（第3-1号）	○	○
④	営業所一覧表（第3-2号）	○	○
⑤	技術等評価数値確認総括表（様式第4-2-2号）	▲	▲
	（添付書類） エコアクション21認証・登録証の写し	△	×
	公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し	△	×
⑥	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	○	○
⑦	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	○	○
⑧	県税納税証明書（全項目に未納がないことの証明）の写し	○	×
⑨	消費税及び地方消費税納税証明書（その3）の写し	○	○
⑩	社会保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で社会保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△
⑪	雇用保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で雇用保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△
⑫	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（第19号）	○	×
⑬	業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する書類）	○	○
⑭	平成30・31年度入札参加資格審査結果通知書の写し	△	△

※○＝全業種で必須、▲＝格付5業種のみ必須

△＝該当する場合のみ提出、×＝審査対象としない

※任意許可業者で郵送される場合： 後述の「7 提出方法（2）②」に記載のとおり、**返信用封筒（返信用切手を貼付済）の同封**もお願いします。**副本の返送が可能な金額の切手をご準備願います。**

5 申請書の綴じ方等

提出書類はすべてA4サイズとする。添付書類についてもすべてA4サイズに拡大・縮小コピーして提出してください。

上記「4 提出書類」の一覧表の番号順に並べ、左側長辺に2カ所穴を開けた上で、綴じ紐により綴じてください。

なお、ファイル等に綴じたり、ステープラー（ホッチキス）等で留めたりしないでください。

※ただし、閲覧用はステープラー（ホッチキス）で留めてください。

6 提出部数

正 本 1部

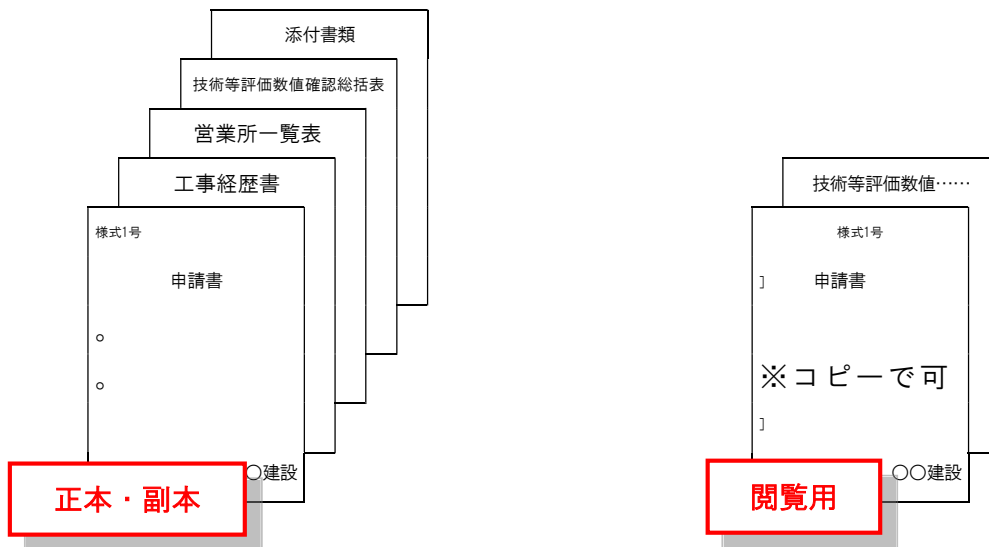
副 本 1部（副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。）

閲覧用 1部（様式第1号及び様式第4-2-2号）一ホッチキス留め

綴じ紐

※様式第4-2-2号は格付業種がある場合のみ、添付書類は不要。

（イメージ図）



7 提出方法

郵送又は持参（郵送を推奨します）

※ 郵送の場合の留意事項

- ① 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、書留又は簡易書留により送付してください。（配達証明及び民間宅配業者は利用しないこと。）

送付先 〒880-8501
宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

- ② 上記「6 提出部数」の部数（正本1部、副本1部、閲覧用1部）を送付し、受付後の副本 返送用の封筒を同封 してください。（返信用封筒には、返送用切手を貼付しておいてください。当方では郵送料は負担いたしかねます。副本の返送が可能な金額の切手をご準備願いま

す。)

- ③ 上記「2 受付期間及び受付場所」の期間中に送付してください。(受付期間中の消印があるもののみを有効とします。)
- ④ 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるので、郵送の際は、提出書類に漏れがないよう（漏れ等があった場合、入札参加資格は認定しません。）に特にご注意ください。

8 その他

- (1) 提出書類のうち、他の様式での代用を認めている書類以外については、県が示した様式を使用してください。
なお、様式は宮崎県ホームページからダウンロードできます。
- (2) 会社パンフレットなど、必要提出書類以外の書類は提出しないでください。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

(4) 申請書の閲覧

格付け5業種（土、建、電、管、舗）の入札参加資格審査の申請をする者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」及び「技術等評価数値確認総括表（様式第4-2-2号）」を、格付け5業種の申請をしない者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」を公衆の閲覧に供します。

閲覧開始時期は、入札参加資格の認定日以降とし、閲覧場所は県土整備部管理課閲覧室とする予定です。

9 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

電話番号 0985-26-7179